

# Locay

FALL - NEWSLETTER 2021

#### IN THIS ISSUE

目次

賢明な選択を、商標は永遠です!

ハワード・アロンソン

·特許統計

· 2ページ ·米国特許マイルストーン

ヒュー・クレス

特許コーナー

・3ページ

賢明な選択を、商標は永遠です!つづく

·著作権、FUD(Fear Uncertainty, Doubt)と NFT (Non-Fugible Token):

代替不可トークンの懸念、不確実性、疑念 を検証する

ジェフリー・ローリングス

6ページ

特許コーナー 8ページ

著作権、FUDとNFT つづく

商標コーナー

9ページ

商標コーナー 13ページ

特許コーナー

·どんな種類の特許や特許出願?

ジェフリー・パイル

15ページ

事務所パートナとパラリーガルの紹介

ページ20

NLSアドバンテージ

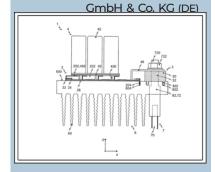
NLSのクライアントに 最近公布された 特徴的 特許&商標

ー フーエレクトロニクスシス テムを製造する方法 METHOD FOR PRODUCING A POWER **ELECTRONICS SYSTEM** 

Patent No.:

10,893,602

Assignee: Semikron Elektronik



Continued on page 2

#### 賢明な選択を、商標は永遠です! Choose Wisely, Trademarks are Forever by HOWARD N. ARONSON, Senior Partner, Nolte Lackenbach Siegel



特許と著作権は米国憲法に基づく強 力な権利ですが、その寿命には限りがありま す。独占は限定されるべきものと考えられ、有用な 科学・技術の発展を促進する上で有益だとしても、 残念なことにある時点で権利が失効します。一方、 コモンローを基盤とする商標は、継続して使用され る限り、権利は永久に存続し得るものです。

排他的権利である独占に商標の範囲は及んで います。では、なぜ法律は商標が永続的権利である ことを認めているのでしょうか。購入する大衆の利益 になるように品質管理が徹底している場合、売り手 と買い手の双方にベネフィットがあります。 また、商 標の永続的な独占の対象には、言葉だけでなく、独 特の製品の形、パッケージ、色、匂い、音も含まれ 得ます。

#### これが、私の名刺です。

商標とサービスマークは、産業革命以前にアメ リカ人が地元の商店主や商人との間で、それまで持 たれていた親密な関係に取って代わるものであった ことが指摘されています。紀元前一世紀では、購入 者は購入する製品を販売している人、おそらくは製 造した人を知っていました。品質を取り巻く絆・結び つきと暗黙の約束がありました。今日、商標は同じ 機能を提供し得るもので、一貫した唯一の製造・販 売元を期待させます。消費者の信頼を創造している 良く知られた商標を見ると人は心地良いと感じるの はそれが理由です。 若い頃に馴染んでいた商標や サービスマークは、往々にして、人生の一部でもあり 続けます。トニー・ザ・タイガー(Tony the Tiger)、ロ ナルド・マクドナルド(Ronald McDonald)、ミスター・ クリーン(Mr. Clean)などは今でも良いお友達です。

製品のコーリングカードとして、消費者が宣伝・ 広告、過去の購入、第三者からのアドバイスに基づ く知的な選択をすることを、商標は可能にします。商 標保護は、製品同士に関連があると信じて いる購入者を混乱させるような他の類似製 品の製造・販売元がマークを製品には使用 していないことを意味しています。混乱は、 商標の所有者と、評判に基づく情報を知った 上で決定を自由に行うべき購入大衆との両 方を傷つけることになります。裁判所は、原 告または被告、つまり購入大衆以外の、目 に見えないが至るところに同時に存在する 第三者を常に考慮するようにと、忠告されて います。裁判所は、原告が権利の主張にお いて義務を怠っている場合ですら、差止命令 を発出することにより、侵害訴訟において購 入大衆を保護することがよくあります。これ は、衡平法上の救済を求めるほとんどの民 事訴訟とは異なり、差止命令が求められる 商標侵害訴訟では、衡平法上の弁護・遅延 は公平な弁護として認められていないことの 理由となっています。情報源に関して混乱や 欺瞞がある場合、大衆は保護されていなくて はなりません。

Continued on page 3

#### 米国特許商標庁統計 U.S. Patent and Trademark Office Office Statistics

米国の商標登録は2020年には(多くのク ラスの合計)738,112件に達し、2019年から 9.6%増であった。

2020年においては、最初の審査までにか かる期間は平均3ヶ月であり、商標を獲得 するまでは平均月数は9.5ヶ月であった。 商標庁に確立された品質基準に一致する 最初のオフィスアクションの割合は95.7%で あった。

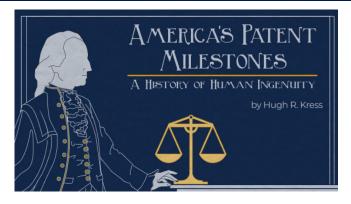
Continued on page 3



### **IP NEWS & ARTICLES**

**AMERICA'S PATENT MILESTONES** 

FALL - NEWSLETTER 2021



米国特許商標庁(USPTO) は最近、米国特 許第11,000,000号を発行しました。これ は、2018年6月19日に米国特許第10,000,000 号が発行された、前回のマイルストーン100 万特許から3年弱です。

USPTOは、1790年7月31日にジョージ・ワシントン大統領が署名した最初の米国特許以後、10,280件の特許を発行した後、1836年から特許の連続番号付けを開始しました。1836年以前の特許は、1836年の特許法が成立してから数か月後に火災により破壊され、その 一部だけが回収され、「X」指定で再発行され、「X特許」として参照されています。

USPTOは、1790年7月31日にジョージ・ワシントン大統領が署名した最初の米国特許以後、10,280件の特許を発行した後、1836年から特許の連続番号付けを開始しました。1836年以前の特許は、1836年の特許法が成立してから数か月後に火災により破壊され、その一部だけが回収され、「X」指定で再発行され、「X特許」として参照されています。



1790年7月31日にサミュエル・ホプキンスに発行された米国特許X000001(「新しい装置とプロセスによるカリとパールアッシュの製造」の改善)

米国 特許第1号は、1836年7月13日 水曜日(詳細は後述)にロードアイランド

グ(Jason S. Diedering)とサラバナ・クマール(Saravana B. Kumar)の「心腔内の人工心臓弁デバイスを正常な位置に戻すための再配置ワイヤーと方法、および関連するシステム、デバイスならびに方法」に対して発行された米国特許第11,000,000号に至っています。

米国特許第1号は、1836年7月13日水曜日、ロードアイランド州の上院議員ジョン・ラグルズ (John Ruggles) に発行されました (詳細は後述)。1836年から今日までに発行された百万件の特許、マイルストーン特許の主題は、その間の人間の発明の才と技術の進歩を写した意味深いスナップ写真を与えています。

#### 歴史と出典

米国特許第1,000,000号:1911年8月8日、フラン シス・H・ホルトン (Francis H. Holton) に発行 された「車両タイヤ」

米国特許第2,000,000号: 1935年4月30日、ジョセ フ・レドウィンカ (Joseph Ledwinka)に発行され た「車両ホイール構造物」

米国特許第3,000,000号: 1961年9月12日、ケネ ス・R・エルドレッジ (Kenneth R. Eldredge) に 発行された「自動読み取りシステム」

Mendenhall)に発行された「アスファルト骨材組 成物のリサイクルプロセス」

\*\*国特許第5,000,000号: 1991年3月19日、ロニー・イングラム (Lonnie Ingram) らに発行された「ザイモモナスPDCとADH遺伝子を共発現する大腸菌株によるエタノール生産」

\*\*国特許第6,000,000号: 1999年12月7日、ジェフリー・ホーキングス (Jeffrey Hawkings)らに発 行された「二つの異なるコンピュータシステム 上で複数のファイルを同期させるための拡張可 能な方法と装置」

米国特許第7,000,000号:2006年2月14日、ジョ ン・P・オブライエン (John P. 0' Brien) に発 行された「多糖類繊維」

米国特許第8,000,000号; 2011年8月16日、ロバート・グリーンバート (Robert L. Greenbert) らに発行された「視覚人工器官」

米国特許第9,000,000号: 2015年4月7日、マシュ ■ ー・キャロル(Matthew Carroll)に発行された「 ■ ウィンドウォッシャーコンディショナー」

\*国特許第10,000,000号: 2018年6月19日、ジョセフ・マロン (Joseph Marron)に発行された「ピクセル内直交検出を用いるコヒーレント」

#### PATENT CORNER

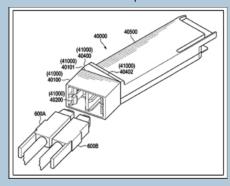
Continued from page 1:

オプティカル・アダプター OPTICAL ADAPTERS

Patent No.: 10.895.697

Assignee: Hewlett Packard

Enterprise



オプティカルアダプターを含む実施例いくつかの例では、光コネクタアダプタは、第1端部および第2端部を有するハウジングと、ハウジング内のラッチアセンブリと、アダプターオプティカルフェルールとを含む。ラッチアセンブリは、2つのラッチアームと、アダプタを多数のオプティカルトランシーバシェルに結合するための係合特性とを含むことができる。係合特性は、ハウジングの第2端部を越えて突出してもよい。オプティカルアダプターフェルールは、2個のラッチアームに取り付けられている。

Continued on page 6



# CHOOSE WISELY, TRADEMARKS ARE FOREVER

Continued from page 1

#### 歴史と商標

歴史的に、商業製品の起源を特定し、記憶しておくる必要が常にありました。2000年前のローマのレンガメーカーは、製造したレンガに名前、マーク、シールを貼る義務があったと推測されていて、欠陥や不規則性があった場合、当局は欠陥のある仕上がりに対して責任を有する個人を特定することができ、それによって、異なるメーカーのさまざまなレンガを誰もが区別することを可能にする初期のブランド化となりました。

ギリシャの装飾壷メーカーは、壺が実用 的かつ芸術的であったので、早ければ紀元 前5世紀から6世紀にかけて製品にブランドを 採用していました。 金細工職人と銀細工職 人は高価な製品を特定する同一のシンボル (商標)を開発したのと同じ方法で、購入者が 異なる生産者を差別化できるようにする手続 きには誇るべき要素があると、多くの人は信 じています。中世において、ギルドは鎧、布、 刃物類、ピューター(白目)の製品を特定す るために商標を使用していました。 ライバル の職人を区別できるようにするマークをギル ドは使用しました。もちろん、アメリカの西部 開拓時代の初期には、異なる畜産家の牛を 区別するために牛はブランド化されていまし た。このような慣習から、「バーン、燃やすた めに」というアングロサクソンに由来する「ブ ランド」という言葉が生まれたのです。

#### 連邦法

米国の法理学は、ある当局者は米国合衆国憲法第1条第8節第3項「商取引」条項が、連邦商標法の原理を間接的に与えていると述べています。最初の米国商標法は1870年に制定されましたが、後に米国最高裁判所によって違憲であると言い渡されました。この法律によって登録商標の侵害または偽造に対して刑事罰が課されることになりました。続けて、1881年に外国との貿易に関する法律が制定されました。1905年、サービスマークを含まない商標登録を規定する最初の法律が可決されました。さらに、1946年に、広範で自己完結型の連邦商標法が制定されました。

本出願を提出してください!

統計的視点からも、商標の重要性は 考慮すべきものです。 1870年の法律の下 で、121の商標が登録されました。100年後に は、33,000件の出願申請が行われ、23,000 件の連邦政府登録が許諾されました。 1989 年には印象に残る83,000件の出願があ り、1990年には約125,000件に増加し、2010 年までに368,939件の出願があり、2020年に は738.112件の商標出願が提出されました。 米国以外の国々は、米国における商標権を 保護することの価値を確実に理解していま した。2020年、中国102.593件、英国15.288 件、カナダ16,431件、ドイツから13,432件の 申請がありました。2020年、企業単位では、 ウォルマート(Walmart) から478件、アマゾン (Amazon)から 366件、ノバルティス(Novartis)から 318件、マテル (Mattel)からは281 件の申請が行われました。

#### 使用するか、失うか

米国の商標法は使用を前提・基礎にしたものであり、登録はほとんどの場合権利を 創造するだけではなく、米国での商取引における販売、流通に創造される権利を保護するのに役立ちます。使用されるマークは権利を有し、一旦登録された商標は、更新時に米 国市場取引で実際に使用されている証拠がある限り、永遠に更新が可能です。 商標の永続可能特性は、他の形態の知的財産とは対照的です。

商標はさまざまなメーカーの商品やサー ビスを区別する一方、著作権は芸術作品、 写真、著作物、音楽、その他の芸術作品を 保護することを目的としています。 著作権は オリジナリティーに基づいており、独自に作 品を創造する芸術家、著作者に付与される ものです。著作権は非常に長い間、ある例で はほぼ1世紀に渡って続く可能性がある、一 方商標保護は依然として王様であり、無期 限であり得ます。 特許は、装飾的と同様に 機能的に、シミュレーション・模倣から製品を 保護するものですが、商標は自社製品を他 のメーカーの製品から区別することによって メーカーの利益を保護するものであって、製 品自体の模倣・シミュレーションに対する保 護を与えるものではありません。

FALL - NEWSLETTER 2021

#### 商標は慎重に選んでください。

商標は永久に存続し得るものですから、 慎重に選らばれなくてはなりません。子供 の名前を選ぶとき、普通なら何ヶ月も考えま す。新製品の名前の選択には、多大な的合 わせ、調査研究が必要です。商標とされる製 品・商品指定の種類は大きく異なる場合があ ります。グーグルやアマゾンのような商標は 気まぐれであり、対応する製品やサービスと 何らの相互関係はありません。フォード、エ ジソン、スタインウェイなどの創業者の苗字 である商標は、何世紀にもわたって非常に 一般的でした。また、フィラデルフィア(クリー ムチーズ) やケンタッキー(フライドチキン)な どの地理的な商標も一般的です。ニコラ・テ スラは電気科学の発明者であったため、電 気自動車用のテスラのように、説明的ではな いものの、あるマークは製品と間接的に関連 しています。商標を選ぶ際の方向や目標が 何であれ、製品やサービスと人との関係を確 立し、望むらくば、永遠に存在するので、賢 明かつ慎重に選んで下さい。

#### Continued from page 1

#### 米国特許商標庁統計

電子的に処理された商標出願は88.7%であった。50州の内、カリフォルニア州居住者が最も多くの商標出願(107,120件)を申請した。 外国からは、中国(本土)の居住者が最も多くの商標出願を(102,593件)申請し、2019年から34.4%増であった。

#### 米国とPCT特許統計 出願数増加

2020年、米国における合計特許出願は 相対的に2019年度から変化していない。 暫定合計は653,311件で2019年中の出願 件数666,843件から2.0%減である。2020年 の用途特許交付合計件数は、360,784件と 2019年から1.79%増である。

Continued on page 4

COPYRIGHT, FUD, AND NFTS

VETTING THE FEAR UNCERTAINTY, ANI DOUBT OF NON FUNGIBLE TOKENS



### 著作権 \*FUD (Fear Uncertainty, Doubt) \*NFT (Non-Fungible Token): 代替不可トークンの懸念、不確実性、疑念を検証する

ジェフリー・ローリングス JEFFREY ROLLINGS,

NFTは至る所でニュースになっていて、 誰も彼もがそれによって富者になっているように 多分、あなたは芸術作品、音楽、 思われます。 何かしらのユニークな収集品などのデジタルまた はデジタル化された資産を所有していて、NFTとし て販売することで現金化できる、と聞いたことがあ るでしょう。 あるいは、NFTを購入して、評価後に かなりの利益を得るためにそれらを販売できる、と 聞いたことがあるでしょう。 両方が真実であるー 方、「FUD」-すなわち、懸念、不確実性、疑問点が あり、お金を勘定したり、デジタルチョップを舌なめ ずしたりする前に、まずは、NFTによって影響され るさまざまな法的問題を真剣に検討しておくべきで す。 NFTには、ブランド、つまり商標法が関係して いるかも知れず、特許技術も含まれているかも知 れません。NFTには、著作権化された構成要素と 予想されるNFTの購入者並びに販売者との両方に 関係する著作権法の下での多くの問題が存在し得 ます。

NFTは、著作権法の下で、著作権で保護された素材の所有者と未来のNFTの購入者・販売者との両方に関係する多くの問題を抱えています。

### NFTとは何ですか、と訊ねるかもしれません。

NFTはNon-Fungible Tokenの省略形です。

本編の前後関係における「トークン」は、ブロックチェーンの上にあるコードの一部です。 ブロックチェーンは、多くのネットワーク上の複数のコンピューターシステム間で共有される分散型デジタル元帳です。ブロックチェーンは、イーサリアム(Ethereum ETH)、ビットコイン(Bitcoin BTC)、カルダノ(Cardano ADA)、可能性としてドージコイン(Dogecoin DOGE)すら含む暗号通貨などのトークンの所有権と所有権の移転を記録するために使用されます。

ビットコインなどの暗号通貨は、「代替可能」トークンです。 つまり、1つのビットコインは別のビットコインと等価であり、それぞれが特定の値の指定所有権を意味し、一方を他方と交換することができます。 「非代替」トークン(NFT)は、デジタルアート、収集品、音楽、ビデオなどのデジタル資産の全体または一部の所有権を示す、他に類を見ない独自の指標です。 NFTは「ミントー鋳造」され、取引

所で競売にかけられ、その交換所で取引される暗 号通貨で購入されます。

NFTは、ブロックチェーンを介して所有権が証明され、指定されます。 NFTは、所有者に使用、表示、さらにはライセンスを付与する権利を与える場合もあり、状況によっては、デジタル資産(これはデジタル資産の一部、コピーもしくはバージョン(変形)であっても良く、資産の作成者もしくは創造者に関連する所有者の特典を提供するような場合もあります。 たとえば、ロックバンド、キングスオブレオン(Kings of Leon)は最近、新作「When You See Yourself」を数限定コピーのNFTとしてリリースしました。 これらのNFTの特定のクラスの所有者は、曲をダウンロードしたレコード上の音楽を楽しむ権利に加えて、限定版デジタルアートへのアクセス、キングスオブレオンのショーを最前列の席で見られるなどの特典を受け取ることができます。

ただし、最も重要なのは、素晴らしいキングスオブレオンを楽しんだり、利益を得るためにNFTを販売したりすることができるようになることです。 NFT は、オープンシー(OpenSea)やニフティーゲートウェイ(Nifty Gateway)などの暗号通貨取引所で自由に取引されており、その価値は時間の経過とともに劇的に増大し得るものです。 サイバーパンク(Cyberpunks)やクリプトキティ(Crypto Kitties)などのデジタルアートアイコンは、NFTの購入と取引に最もよく使用される暗号通貨であるイーサリアム(ETH)では数百万ドルで販売されています。 ETHの価値とともにNFTの希少性と収集可能性は、時間が経てば増大し得るものであり、新しい収集家にNFTを販売しようとしている所有者に思いがけない大きな収入をもたらす可能性があります。

しかし、著作権法は、これらすべての事柄に対してどのように適用されるのでしょうか?簡単に言えば、NFTとして販売、取引されるデジタル資産は、米国著作権法(17U.S.C.§101et.seq.)が圧倒的に適用され、それによって保護されている「原作者の著作物」である資産の作品もしくはコピーです。

デジタルアート・音楽作品の著作者・所有者は、その著作品の複製、販売、演奏・パーフォーマンス、表示、使用、もしくは他者による派生著作物の創造を管理・統制する独占的権利を所有しています。 したがって、NFTは必然的に著作権に関係するものであり、著作権が適用される可能性があります。

Continued on page 8

### Continued from page 3 USPTO 特許統計

2020年、米国における合計特許出願は相対的に2019年度から変化していない。

暫定合計は653,311件で2019年中の出願件数666,843件から2.0%減である。2020年の用途特許交付合計件数は、360,784件と2019年から1.79%増である。

特許を獲得するまでの平均月数は23.3ヶ月であり、最初のオフィスアクションが出されるまで14.8ヶ月となっています。 待機時間は技術分野で大きく違っています。バイオテクノロジーと有機化学関連では、最初のオフィスアクションまで平均14.8ヶ月待ち、未決平均期間は23.3ヶ月です。

化学、材料工学分野では、最初のアクションまでの未決期間は16.8ヶ月、平均の未決期間は26.9ヶ月です。コンピュータ・アーキテクチャーでは、最初のアクションまで平均16.0ヶ月待ち、未決平均期間は26.5ヶ月です。ネットワーク、多重化、ケーブル、セキュリティー関係では、一般的に、最初のアクションまで平均12.9ヶ月待ち、未決平均期間は23.1ヶ月です。

半導体、電気、光学システム、コンポーネント分野では、最初のアクションまでの未決期間は13.1ヶ月、平均の未決期間は21.1ヶ月です。輸送、建設、農業、電子コマースでは、最初のオフィスアクションまで平均16.7ヶ月待ち、未決平均期間は26.4ヶ月です。機械工業製品では、最初のオフィスアクションまで平均17.7ヶ月待ち、未決平均期間は28.0ヶ月です。

特許協力条約 (PCT: Patent Cooperation Treaty) )に基づく2019年の出願数は、5.2%増加の265,800件です。米国は57,840件のPCT出願を行い、全体の21.8%となっています。PCT出願数で中国が米国を超えて、最も多くのPCT出願、58,990件を行い、全体の22.2%を出願しています。他の上位10か国は、日本19.8%、ドイツ7.3%、韓国7.2%、フランス3.0%、英国2.2%、スイス1.7%、スエーデン1.6%、オランダ1.5%です。PCT出願人のトップ3は、ファーウェイ・テクノロジーズ(Huawei Technologies)、三菱電機、サムソン電子です。



Our strategies are always focused on resolving matters prior to litigation, however, when litigation is unavoidable, we have the experience and expertise to handle all aspects of your case, from initial claims investigation, document collection, pleadings, discovery, expert witnesses, mediation, arbitration, trial, and appeals.

No matter the size of the client, Nolte Lackenbach Siegel Intellectual Property Law Group strives to provide the most value-added, cost-effective services tallored to the needs of each client and each client's matter.



### **Patent Corner**

#### **PATENT CORNER**

Continued from page 2

SYSTEMS AND METHODS FOR CELL-CENTRIC SIMULATION AND CELL-BASED MODELS PRODUCED THEREFROM

Patent No.: 10,916,328

Assignee: CROWLEY DAVIS

RESEARCH Inc (US)

SYSTEMS AND PROCESSES FOR FEEDING LONGITUDINAL WIRES OR RODS TO MESH PRODUCING MACHINES

Patent No.: 10,926,315 Assignee: Antonios

Anagnostopoulos

(GR)

ARC SUPPRESSION DEVICE FOR PLASMA PROCESSING EQUIPMENT

Patent No.: 11,114,279 Assignee: COMET

TECHNOLOGIES USA, INC. (US)

LIGHT-EMITTING DEVICE

Patent No.: 11,114,614 Assignee: Shimadzu

Corporation (JP)

TWO-COMPONENT COSMETIC

Patent No.: 11,147,750

Assignee: Shiseido Company,

Ltd. (JP)

SUPERCONTINUUM MICROSCOPE FOR RESONANCE AND NON-RESONANCE ENHANCED LINEAR AND NONLINEAR IMAGES AND TIME RESOLVED MICROSCOPE FOR TISSUES AND MATERIALS

Patent No.: 10,962,751

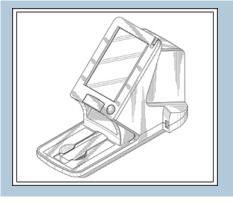
Assignee: Robert Alfano (US)

IMMUNOCHROMATOGRAPHIC TEST DEVICE

Patent No.: **D909,589** 

Assignee: Sekisui Medical Co.,

Ltd.



CIRCUITS AND METHODS FOR ELECTROSURGICAL UNIT SIGNAL DETECTION

Patent No.: 11,103,190

Assignee: Drägerwerk AG &

Co. KGaA (DE)

WI-FI ACCESS POINT

Patent No.: D934,212

Assignee: Han Networks Co.,

Ltd. (CN)

SYSTEM FOR NEUTRALIZING PATHOGENS ON TACTILE SURFACES

Patent No.: 10,953,120

Assignee: Sterilumen, Inc. (US)

SYSTEMS AND METHODS FOR GENERATING ELECTRICITY VIA A PUMPED THERMAL ENERGY STORAGE SYSTEM

Patent No.: 10,883,388 Assignee: Echogen Power

Systems LLC (US)

ADAPTIVE ELECTROPNEUMATIC HORN SYSTEM

Patent No.: 10,902,833

Assignee: Wolo Mfg. Corp. (US)

DISPLAY SCREEN WITH GRAPHICAL USER INTERFACE

Patent No.: D931,890

Assignee: Tyrone Caldwell,

Courtney Dion Caldwell (US)

**COOLING SYSTEMS** 

Patent No.: 10,888,020

Assignee: Hewlett Packard

Enterprise

Development LP (US)

ALPHA-GEL FORMATION COMPOSITION, EXTERNAL SKIN CARE COMPOSITION USING ALPHA-GEL FORMATION COMPOSITION, AND ALPHA-GEL COMPOSITION USING ALPHA-GEL FORMATION COMPOSITION

Patent No.: 10,898,426

Assignee: Shiseido Co. Ltd. (JP)

PROCESS FOR PRE-CONTACTING CATALYST COMPONENTS EX-REACTOR TO PRODUCE AMORPHOUS POLY ALPHA-OLEFINS

Patent No.: 10,995,162 Assignee: Rextac LLC (US)

HYDRAULIC PUNCHER

Patent No.: D917,254

Assignee: Ogura & Co., Ltd. (JP)

**ENCODING DATA** 

Patent No.: 10,930,314 Assignee: Michael Hugh

Harrington (US)

SELF-RETRACTING KNIFE WITH A PLURALITY OF EXTENDED CUTTING POSITIONS

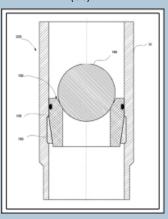
Patent No.: 11.117.273

Assignee: Hyde Tools, Inc. (US)

APPARATUS, SYSTEM, AND METHOD FOR ISOLATING A TUBING STRING

Patent No.: 11,021,926
Assignee: PetroFrac Oil Tools

(US)



Continued on page **7** 



### **Patent Corner**

#### **PATENT CORNER**

Continued from page 6

#### UNIVERSAL ATTACHMENT FOR AN **ORTHODONTIC ALIGNER**

Patent No.:

11.123.157

Assignee:

Ross Aronson (US)

#### PORTABLE DEVICE FOR CLEANING AND/OR SANITIZING JEWELRY AND OTHER SMALL PARTS

Patent No.:

11.134.828

Assignee: Tub

Jewelry Spa Hot Inc. (US)

**APPARATUS** 

**EQUIPMENT** 

**FOR SUBSEA** 

Patent No.:

11,142,983

Assignee:

Sean P. Thomas (US)

#### METHOD AND ARRANGEMENT FOR ASSEMBLING AND ELECTRIC **MOTOR OR GENERATOR**

Patent No.:

11.095.195

Assignee:

Protean Electric

Limited (GB)

#### **DOWNHOLE FORMATION PROTECTION VALVE**

Patent No.:

11.035.200

Assignee:

Frontier Oil Tools (US)

#### **ADJUSTABLE BED**

Patent No.:

10.932.584

Assignee:

Motus Mechanics

Limited (GB)

#### **INFRAREDSPECTROPHOTOMETER**

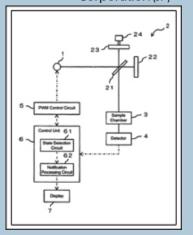
Patent No.:

10.890.483

Assignee:

Shimadzu

Corporation (JP)



#### CONTROL LEVER FOR A POWER **TOOL**

Patent No.:

D907.457

Ogura & Co. Ltd. (JP) Assignee:

#### **PRESSURE SINTERING** PROCEDURE IN WHICH POWER SEMICONDUCTOR COMPONENTS WITH SUBSTRATE ARE CONNECTED TO EACH OTHER VIA A SINTERED CONNECTION

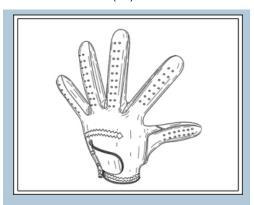
Patent No.:

10.957.560

Semikron Assignee:

Elektronik

GmbH & Co. KG (DE)



#### **GOLF GLOVE**

Patent No.:

D915.683

Assignee:

Kaoru Shinki (JP)

#### **ADJUSTABLE** WALL MOUNT ASSEMBLY FOR A BASKETBALL

**GOAL** 

11,045,704 Patent No.:

Assignee:

Mega Slam Hoops,

LLC (US)

#### **SMOKE DETECTOR**

Patent No.:

D918.753

Assignee:

Hochiki Corporation

#### SYSTEM. APPARATUS, AND METHOD FOR **PREPARING BEVERAGE CARTRIDGE**

Patent No.:

10.925.430

Assignee:

MB2 Cup

Development LLC

(US)

#### MAIN BEAM STRUCTURE AND PROFILE FOR FORMWORK GRID **SYSTEMS**

Patent No.:

11,047,142

Assignee:

**Bond Formwork** Systems, LLC (US)

#### **BACKPACK**

Patent No.:

10.881.190

Assignee:

Ortlieb Sportartikel

GmbH (DE)

#### **ELECTRONIC DEVICE HOUSING**

Patent No.: D927,446

Assignee:

Wolo Mfg. Corp. (US)

GAS COMPRESSOR

Patent No.: 10.989.182

Assignee:

Charles David

McCoy (US)

#### LIGHTWEIGHT **SEA ANCHOR SYSTEM**

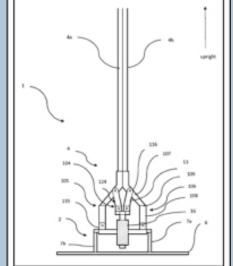
Patent No.:

10,940,919

Assignee:

Women At Work

Group Pty. Ltd. (AU)



**EXTENDABLE GRADE ROD RECEIVER** 

Patent No.: 11,105,628

Assignee: ToughBuilt Industries,

Inc. (US)

**POWER CONVERTED** FOR FEEDING ARRANGEMENT **VEHICLES AND INSTALLATION COMPRISING THE SAME** 

Patent No.: 11.101.681

Assignee: Semikron Elektronik

GmbH & Co. KG (DE)

Continued on page 10



#### Copyright, FUD, and NFTs:

Vetting the Fear, Uncertainty and Doubt of Non Fungible Tokens

Continued from page 4

演奏・パーフォーマンス、表示、使用、もしくは他者による派生著作物の創造を管理・統制する独占的権利を所有しています。 したがって、NFTは必然的に著作権に関係するものであり、著作権が適用される可能性があります。

NFTは、非常に新しいため、著作権法はそれらに対処するためにまだ修正もしくは補遺されておらず、裁判所は現在の法律がNFTに対してどのように適用されるかについての指針をまだ与えていません。 著作権に関しては、NFTはまさに開拓者時代の西部のようなものです。 それでは著作権の所有者およびNFT購入者が最も憂慮していることは何でしょうか。 知っておくべき、キーとなる課題と疑問が少なからず在ります。

# デジタル資産について認定されていない NFT作成は資産における著作権侵害でしょうか?

答はおそらくイエスですが、状況によってはそ うではないかもしれません。 表面的に、著作 権を侵害する芸術作品のNFTの作成を目的と して芸術作品を無許可でコピーを作成すること は、その作品を複製するための所有者の排他 的権利を侵害します。 しかし、購入してダウン ロードした曲など、作品のコピーの正当な所有 者がそのコピーを取り、作成し、NFTを販売す る場合はどうなるでしょうか。 通常、NFT自体 は、作品のデジタル(電子)コピーではなく、デ ジタル財布の中にある所有権のトークンにすぎ ません。 この記事の範囲外ですが、侵害を弁 護し得る正当な使用としての原則がNFTの販 売に適用するかどうかは答えのない質問とい えますが、任意に与えられたNFTの状況に拠る でしょう。 侵害の問題は白でも黒でもないかも しないことを知っておくべきです。

デジタルアート・音楽作品の著作者・所有者は、 その著作品の複製、販売、演奏・パーフォーマン ス、表示、使用、もしくは他者による派生著作物の 創造を管理・統制する独占的権利を所有してい ますしたがって、NFTは必然的に著作権に関係 するものであって、著作権が適用されるかもしれ ません。

NFT取引所は、著作権を侵害しているコピーに基づいている場合、NFTオークションを停止するのでしょうか?

デジタルミレニアム著作権法(DMCA)に基づき、インターネットサービスプロバイダーは、著作権所有者がウェブサイトもしくはその他のインターネット上の場所から著作物の侵害の削除可能とする特定の法定「削除」手順に従う義務があります。現行、DMCAはNFT取引所を明示的に制定しておらず、取引所がDMCA(または同様の)削除手順に従うかどうかは明確ではありません。 実際には、オープンシー(OpenSea)などの評判の良いイーサリアム(Ethereum)取引所はDMCAのような手順を順守しており、定期的に侵害を削除しています。しかし、所有者注意は、著作権所有者は、著作物の潜在侵害や不許可使用に対して大規模にインターネットのようなNFT取引所を監視しなくてはならないということです。

#### NFTを購入する場合、基礎となる作品の著作権を 所有しているのか?

いいえ。でも多分。思い出してください、 典型的には、NFTは作品自体ではなく、作品のコ ピーもしくは変形物の所有権のトークンにすぎま せん。 通常、著作権は著作品の作者に残されて います。 しかし、購入者がNFTを購入することに よって実際に取得し得るものは、取引所に設定さ れた契約上の規則、販売を規定する契約条件に 完全に依拠しています。 したがって、オークショ ンはNFTが数限定コピーをライセンスする権利を 含むようにして売り手ごとに提供しているかも知 れません。 または、限定数のコピーを公開する 権利を所有者に単に提供しているだけかもしれま せん。一部の限られた状況では、ブルーボックス (Bluebox)などのミュージックNFT取引所は、アー ティストの基礎となる作品から将来のロイヤルテ ィを獲得する権利を含んで、NFT購入者にアーテ ィストの著作権をある割合で提供しています。 肝 心な点は、取引所やオークション自体のルールを 読んでおく必要があるということです。 何を購入 しようとしているのかを教えてくれます。

### NFTの二次販売についてはどうででしょうか-著作権所有者はロイヤルティを得ますか?

バンド・アルバムのNFTの所有者について考えてみましょう。 バンドはそのNFTのオークションからお金を稼ぎますが、今では、価値が高くなり、所有者がそれを販売します。 しかし、バンドは、二次販売からお金を儲けていますか。

アナログ資産の場合、「ファーストセール」原則は、著作権所有者は、著作権で保護された作品のコピーの最初の販売からのみお金を得る、と教えています。 その後のコピーの販売は、コピーの最初の所有者と2番目、それ以降の所有者の間で行われるものです。

しかしながら、デジタル作品は、前の所有者か ら何らコピーを取り上げることなく、無限にコピーさ れたり、販売されたりされ得るものです。したがっ て、最初販売ルールは適用されません。 NFTに 関して、課題は、取引所で行われた二次販売か らどのようにして収入を集めるどうか、ということで す。 グレイトフルデッド(The Grateful Dead) は、デ ッドヘッド(Deadheads)間で取引されたショーのデ ジタルコピーからお金を得たことはなく、望んでも いませんでしたが、一部のバンドは二次販売を収 益化したいと思うかもしれません。 現行、問題は 取引所単位をベースにして処理されていて、一部 の取引所では、NFTのすべての二次オークション ならびにその後のオークションのために著作権所 有者への支払いを(例えば、デジタル「スマートコ ントラクト」を通じて)提供しています。 しかしなが ら、今のところ、一部は、NFTの二次販売がロイヤ ルティを生み出すかどうかを事前に決定するのは 売り手次第です。

他にも、NFTによって持ち上がった多くの問題は確かにあり、NFTがますます一般的に、普遍的になるにつれて、(少なくとも今のところはそう思われる)新しい問題が発生していることは確かです。著作権所有者であり、著作品の偽造NFTを懸念しているか、著作品をNFTとして収益化したいならば、あるいは、将来、NFTの購入者であり、何を購入しようとしているのかを知りたいならば、スマートに動くこと、それは弁護士に相談することです。弁護士は、NFTからFUDを取り除くことができ、自身にとって良い、首尾よく行けば有益な決定を下す上で助けることができます。

### TRADEMARK CORNER &+ (and Design)

Registrant: Toray Kabushiki Kaisha (Toray Industries, Inc.) (Japan Corporation)

#### A ATLAS OLIVE OILS

Registrant: Mr. Othmane Aqallal (Morocco Individual)



#### **ALMOSTGOLF**

Registrant: Almostgolf, LLC (Delaware Limited Liability Company)

Continued on page 9



### Trademark Corner

#### TRADEMARK CORNER

Continued from page 8

#### **ALPHAMEDIX**

Registrant: Radiomedix, Inc. (Texas Corporation)

#### **AQUAPRASE**

Registrant: Chordia, Avant (India Individual)



#### **ARCADIA**

Registrant: Arcadia Earth LLC (Delaware Limited Liability Company)

#### **ARGOS WITYU**

Registrant: Argos Wityu Partners S.A. (Luxembourg Société Constituée Selon Les Lois Du Luxembourg)

#### **ATASS**

Registrant: Technoalpin Holding S.P.A. (Italy Società Per Azioni Spa)



#### BA

Registrant: Pola Inc. (Jp Corporation)

#### **BABYGRANDE**

Registrant: Babygrande Global, Inc. (New York Corporation)

#### **BARCHEMICALS**

Registrant: Marchi & Brevetti Interprise S.R.L. (Italy Società a Responsabilità Limitata)



#### **BLOWN GLASS GOODS**

Registrant: Poole, Robert (Us Individual)

#### **BODYPEACE**

Registrant: Bodypeace (Texas Corporation)

### BUGOUT SOLAR LANTERN

Registrant: Avalon Group, LLC (Tennessee Limited Liability Company)

#### **CARD APP**

Registrant: Card App (Delaware Limited Liability Company)



#### **CASTLELOCK**

Registrant: Castlelock, Inc. (Texas Corporation)

#### COCO CABANA

Registrant: Sol De Janeiro Ip, Inc. (Delaware Corporation)

#### **COLOMBINICASA**

Registrant: Colombini S.P.A. (San Marino Società Per Azioni Spa)

#### COLOR ME BELLA

Registrant: Savalia Group, LLC (New York Limited Liability Company)

#### CONNECTED CAM STUDIO

Registrant: Jvckenwood Corporation (Jp Corporation)

### COZUMEL DIVE SCHOOL

Registrant: Stromberg, Kenneth Christoffer (Sweden Individual)

**CRYOCOPPER** 

Registrant: Mitsubishi Materials Corporation (Japan Corporation)

#### **CUR SENS TECHNOL-**

**OGY** (and Design)

Registrant: Tdk-Micronas GmbH (Germary Gmbh)

#### **CUZEN MATCHA**

Registrant: World Matcha Inc. (Delaware Corporation)

#### **DAIKIN**

Registrant: Daikin Industries, LTD. (Japan Corporation)

### **DAIKYO**

#### **DAIKYO**

Registrant: Daikyo Seiko, LTD. (Japan Corporation)



#### DAISO

Daiso Industries Co., LTD. (Japan Corporation)

### DIGESTIVE FREEDOM PLUS

Registrant: Avalon Group, LLC (Tennessee Limited Liability Company)



#### DORA

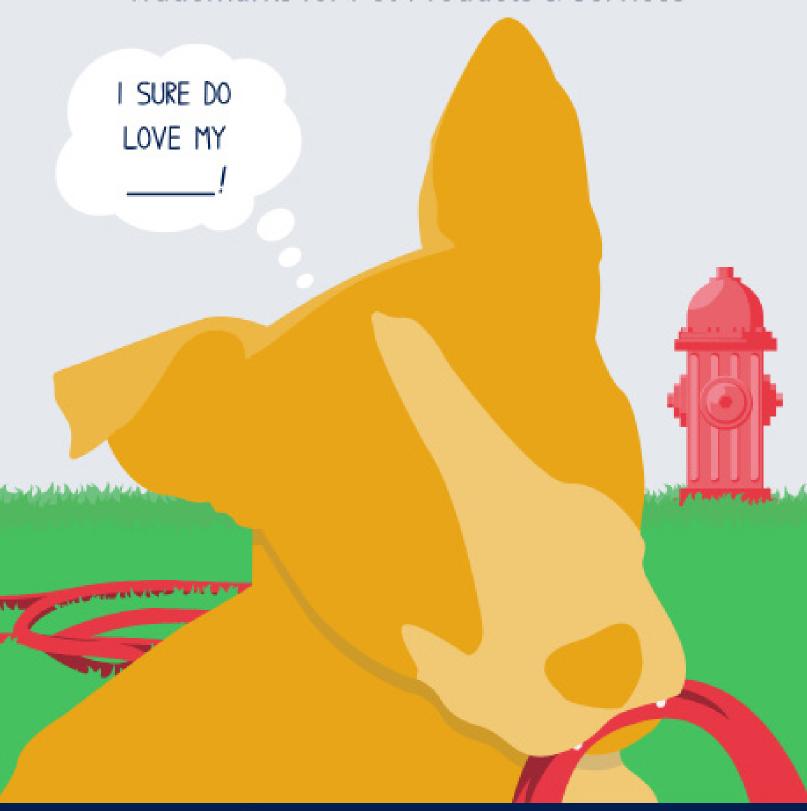
Registrant: Usalliance Federal Credit Union, Dba Usalliance Financial (United States Federally Chartered Credit Union)

#### **DRACENA**

Registrant: Fujitsu Limited (Jp Corporation)

# MARKING TERRITORY™

Trademarks for Pet Products & Services





It takes experienced trademark attorneys to help you recognize, protect and maintain these valuable assets for the life of your enterprise. NLS.LAW/MarkingTerritory



### Trademark Corner

#### TRADEMARK CORNER

Continued from page **9** 

#### **DRAGONS FOO**

Registrant: Sega Sammy Creation Inc. (Jp Corporation)

#### E

Registrant: Advanced Microwave Engineering S.R.L. (Italy Limited Liability Company)



### EAST COAST UNITED BRAZILIAN JIU-JITSU

(and Design)
Ecubjj LLC
(New York Limited Liability Company)

#### **EFIL**

Registrant: B'life Co., LTD. (Japan Limited Company (Ltd.))

#### **EVERLAST F.I.T.**

Registrant: Everlast World's Boxing Headquarters Corporation (New York Corporation)



#### **EXPERT.AI**

Registrant: Expert.Ai S.P.A. (Italy Joint Stock Company)

#### FBRELPO (and Design)

FBR - Elpo - Societa' Per Azioni (Italy Joint Stock Company)

#### **FITGRINDS**

Fit Grinds, LLC (New York Limited Liability Company)

#### **FLO LIVING**

Flo Living LLC (Delaware Limited Liability Company)

#### **FROG.PRO**

'Registrant: Frog. Pro Di Casali 'Fabio, Fabio Casali, a Citizen of Italy (Italy Sole Proprietorship)

#### **GALLIARD BRASSERIE**

(Stylized)

Registrant: Duman Özel Saglik Tesisleri Ve Turizm Hizmetleri Limited Sirketi (Turkey Corporation)

#### **GENESIS CREST**

Registrant: Sega Corporation (Japan Corporation)

#### **GENESIS LINK**

Registrant: Sega Corporation (Japan Corporation)

#### **GORDIAN**

Registrant: Activation Products (Can) Inc. (Ca Corporation)

#### GREATEST OF ALL TIME G.O.A.T. SEASON-ING BLEND

Registrant: She Bee Stingin' (Nevada Corporation)



### H HOSHINO COFFEE

Registrant: Nippon Restaurant System Inc. (Japan Corporation)

#### HATTEMER ENSEIGNE-MENT PRIVE DEPUIS

**1885** (and Design)

Registrant: Cours Hattemer (France Société Par Actions Simplifiée Sas)

#### **HEARLRIGHT**

Registrant: Advanced Micronutrition LLC (Delaware Limited Liability Company)

#### HER SECRET GARDEN

Registrant: Her Secret Garden V-Steam, LLC (Texas Limited Liability Company)

#### **HOTBALLOON**

Registrant: Toray Kabushiki Kaisha (Toray Industries, Inc.) (Japan Corporation)

#### **HUDSON**

Registrant: Hudson Trading Group, LLC (New Jersey Limited Liability Company)



#### **IONIC+**

Registrant: Noble Fiber Technologies, LLC (Pennsylvania Limited Liability Company)



#### **LFA**

Registrant: Lancaster Flow Automation, LLC (Delaware Limited Liability Company)



#### **MCCANN SYSTEMS**

Registrant: Mccann Systems, L.L.C. (New Jersey Limited Liability Company)

(DESIGN ONLY)

Registrant: Harmoni Pendant (California Corporation)



The Future is Yours for the Making:
How Will Augmented
Reality Shape the Next
Generation of Designers?



#### WHAT KIND OF PATENT APPLICATIONS

WHAT YOU NEED TO KNOW ABOUT FILING YOUR PATENT APPLICATION

#### PATENT CORNER

Continued from page 7

## HEAT ENGINE SYSTEMS WITH HIGH NET POWER SUPERCRITICAL CARBON DIOXIDE CIRCUITS

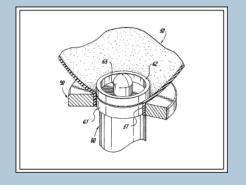
Patent No.: 10,934,895
Assignee: Echogen Power
Systems, LLC (US)

#### VALVE ASSEMBLY FOR INFLATABLE BLADDER AND METHOD OF MANUFACTURING THE SAME

Patent No.: **10,995,868** 

Assignee: NSI International, Inc.

(US)



### EXTENDABLE GRADE ROD RECEIVER

Patent No.: 11,105,628 Assignee: ToughBuilt

Industries, Inc. (US)

# PRE-FRONTAL CORTEX PROCESSING DISORDER SPEECH, GAIT AND LIMB IMPAIRMENTS TREATMENT

Patent No.: 11,102,953

Assignee: Gilrose Pharmaceuticals,

LLC (US)

### JIG FOR REPAIRING VEHICLE BODIES

Patent No.: D925,314

Assignee: Slegbert Müller (DE)

#### **RADIOGRAPHY APPARATUS**

Patent No.: 10,980,498

Assignee: Shimadzu Corporation

(JP)

#### **CONTAINER CAP**

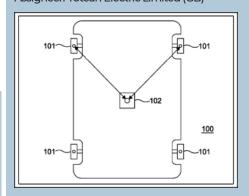
Patent No.: D917,285

Assignee: Allstar Marketing Group,

LLP (US)

### CONTROL SYSTEM FOR A VEHICLE

Patent No.: **10,988,033**Assignee: Protean Electric Limited (GB)



## CONTROL MODULE FOR AN ELECTRIC MOTOR OR GENERATOR

Patent No.: 10,938,277
Assignee: Protean Electric Limited (GB)

### INTERCHANGEABLE DIFFERENT STYLE-BLADE UTILITY KNIFE

Patent No.: 10,926,423

Assignee: ToughBuilt Industries,

Inc. (US)

### MODULAR FACEPLATE OPTICAL CONNECTION

Patent No.: 10,884,205 Assignee: Hewlett Packard

**Enterprise** 

Development LP (US) [



#### どんな種類の特許や 特許出願?

What you need to know about filing our patent applications in 2021

ジェフリー・パイル (Jeffrey Pyle), 特許パートナー、ノルテ・ラッケンバックシーゲルby **Jeffrey Pyle,** Patent Partner, Nolte Lackenbach Siegel

初めて特許の世界に飛び込むと、 途方もない数の異なる種類の特許や 特許出願に出会うかもしれません。 特許制度が機能する特許法は特許 と特許出願を異なる種類に分類して います。他の分類化は、時に法律の 特定部分に関係する様式で特許の 主題を参照する上で有用な方法とし て作成され用いられています。一部 の分類化は重複していますが、ある 分類は相互に排他的なものです。本 文では、このようなすべての種類の 特許と特許出願についての高度な議 論を行います。このように、さまざま な文脈で例外および/または適性が あるかもしれない潜在的な一般化で 満たされています。

先ず、特許でないもの、できないものについて議論を始めましょう。特許は商標でも、著作権でも、トレードシークレットでもありません。これらのいずれもが特許と同時に使用され得ますが、特許とは異なる種類の保護で、特許とは非常に異なる事柄を保護する種類の知的財産です。

同様な議論において、他のす べてに優先することを考慮しつつ、特 許の対象とされない事柄について話 しを進めます。現在の特許法は1952 年に成立し、[1]、幾度も改訂・修正さ れてきました。立法過程で、議会は「 白日の下にある全てのことは」特許 化されても良いとする意図・趣旨を文 字通り宣言しました。それにもかかわ らず、裁判所は、現在の特許法成立 のかなり以前から特定の主題は特許 化できないと、断固として宣言してい ています。[2] 特許化できないものの 中には、思想、自然の法則、数学的 アルゴリズム、物理的現象、[3]印刷さ れた主題、精神的進歩・ステップがあ ります。これら以外は、ほとんどどの ような事柄も米国で特許化され得る 可能性があります。

#### WHAT KIND OF PATENT APPLICATIONS

WHAT YOU NEED TO KNOW ABOUT FILING YOUR PATENT APPLICATION

どんな種類の特許や特許出願? What you need to know about filing our patent applications.

制定法は、特許の主題に対応して、通常特許、デザイン特許、指許の3つのカテゴリーに特許の3つのカテゴリーに発達、分類しています。通常、特許は、新規で有用なプロセスは、もしくはのようであるものと方向であるものと方向であるものと方向であるか、「4]通常、それらが何であるか、何をする。「4]のであるか、何をする。「4]のであるか、何をする。「4]のであるか、何をするのであるか、何をするのであるか、何をするのであるか、何をするのであるか、何をするのであるか、何をするのであるか、何をするのであるか、何をするのであるか、何をするのであるか、何をするのであるか、何をするのののであるか、何をするのであるか、何をするのであるか、何をするのであるか、何をするのであるか、何をするのののものであるか、何をするののものであるか、何をするのものであるか、何をするのものであるか、何をするのものであるか、何をするのものであるか、何をするのものであるか、何をするのものであるか、何をするのものであるか、何をするのものものであるか、

要件を満たしているか、審査され なければなりません。[7] これは、 歴史的に、法律が許可する唯一の 種類の出願申請であったため、時 に、「通常」特許申請と参照されま す。「暫定出願」ではないので、「非 暫定」出願として参照されることが あります。法律は内容と提示要件 が緩和された「暫定出願」を明確 に定義しています。[8] 「暫定(仮) 出願と「非暫定(本)出願」の重要 な違いは、仮出願は(1)審査され ることはなく、(2)特許になり得るこ ともなく、(3)(出願から)1年後に自 動的に失効します。仮出願から特 許を取得するには、出願人は、仮 出願の期限が切れる前に、仮出 願を本出願に「変更」しなければな りません。









ためのものかを人が最初に頭に浮かべる種類の特許です。デザイン特許は、製品や商品の新しく、オリジナル性のある装飾的なデザイン[5]、すなわち、見た目や外観が価値のあるものに対して付与されます。

最後の植物特許は、塊茎繁殖植物と未耕作状態で発見された植物を除いて、発明もしくは発見された無性的に再生され他と異なる植物、ならびに新品種の植物に対して付与されます。

同様に、法律は特許出願を2つのカテゴリーに暗に分けています。特許出願申請は特許にするために内容と提示に関する特定の

最後に、特定の主題に関連す る、もしくは特定の問題や懸念に 関係する特許グループを表現する ために、思いつき(オフハンド)ある いは一般的と参照される多くの特 許分類があります。例えば、遺伝 子配列を指向する「遺伝子特許」 、インターネットを介してビジネス を行う方法を指向する「ビジネス方 法特許」(または「eコマース特許」) 、人間に対する医学療法を指向す る「治療特許」が含まれます。これ らの型の分類・カテゴリーは通常、 高レベルのポリシー考慮事項を意 味し、典型的には、特許性のある ものと無いものとの境界を回避す るために生まれるものです。

- [1.] The Patent Act of 1952, codified as Title 35 of the United State Code.
- [2.] Diamond v. Chakrabarty, 447 U.S. 303, 309 (1980) (quoting the legislative history).
- [3.] Diamond v. Chakrabarty, 447 U.S. 303, 309 (1980).
- [4.] 35 U.S.C. § 101.
- [5.] 35 U.S.C. § 171.
- [6.] 35 U.S.C. § 161.
- [7.] 35 U.S.C. § 111 (a).
- [8.] 35 U.S.C. § 111 (b).

Are Your Secrets Safe?



## Your Partners To Industry



ハワード・アロンソン (Howard N. Aronson)

HAronson@NLS.LAW

アロンソン弁護士は事務所のマネージングパートナーとして約20年、事務所の変革に重要な責任を果たしてきました。

ハワードは35年以上前からラッケンバック・シーゲルの特許部門で弁護士活動を始め、その後のデザイナーブランド侵害・海賊行為の横行に伴い商標と訴訟部門を担当するようになりました。

ハワードはIP分野の最大手出版社レキシスネキシス(LexisNexis)の4つの出版物に関係し、過去10年トーイブックの法律コラムニストを務める一方、全米上位10人の商標申請者として毎年ランク付けされています。

Senior Counsel 米国と国際商標ポートフォリオ管理・カウンセリング;訴訟;ライセンシング 特許;知的財産カウンセリング



アレックス・ノルテ (N. Alexander Nolte)

ANolte@NLS.LAW

ノルテ弁護士は事務所の創設メンバーであり、自身は電気、電子機械、ソフトウェア関連などのテクノロジーに特に重点を置いて、知的財産権問題の実務に集中しています。

国内外特許の取得、侵害・無効鑑定、実施の自由(Freedom to Operate)研究、政府契約・知的財産権、商標登録/執行、ライセンシング、企業秘密/機密情報保護、知的財産に関連するクライアントカウンセリングの扱いに専門的経験を有しています。

Firm Managing Partner NLSの事務所マネージメント: 知的財産権: 米国内外特許、政府契約: 取得(買収)ディリジェンス: IP 鑑定: 登録後手続き: IP 訴訟



#### アンドリュー・ヤング (Andrew F. Young)

AYoung@NLS.LAW

ヤング弁護士は特許部門のマネージングパートナーとして、事務所のクライアントのために特に国際的な特許の取得、開拓、管理、執行に責任をもち、国境を越えた国際的なリスクと戦略の評価にも第一義的責任を有しています。

知的財産ライセンシング、機密管理、特許鑑定、調査/クリアランス、国内・国際特許ポートフォリオ管理と技術の保存などで、幅広い多くのクライアントのための関連するデューデリジェンスに豊富な経験を積んでいます。

Managing Partner
Patents

グローバル特許とデザイン特許権の取得、作成・出願・審査;取得;ディリジェンス;IP資産に関するリスク管理とディリジェンス;

IP カウンセリング;IP商業化;クリアランス調査と侵害評価;IP鑑定;

許可後手続き;IP訴訟



#### レネー・ダフ (Renée L. Duff)

 ${\tt RDuff@NLS.LAW}$ 

レネー弁護士は商標実務全般とノルテ・ラッケンバックシーゲルニューヨークオフィスのマネージングパートナーです。 キャリアを通じて、ビジネス、法律事務所、事務所内の視点からといった知的財産資産を管理・運営を行ってきました。

この経験が、知的財産のビジネス面と法的側面の両方に関連する問題について、クライアントにとっては自らを貴重なリソースとする卓越した見識の組み合わせの基となっています。

法律分野においてしばしば発揮される創造的かつ起業家精神が成功と成長につながっています。

Managing Partner Trademarks 知的財産;米国内外商標;商標訴訟



#### ロバート・ゴールデン (Robert B. Golden)

RGolden@NLS.LAW

ゴールデン弁護士は訴訟部門のヘッドを務め、加えて有効なライセンシングとカウンセリング全般の維持を行っています。

訴訟に関して、ロブは多様なクライアントベースのために、全米の商標、トレードドレス、トレードシークレット、特許、著作権、肖像権、ドメイン名および関連する訴訟を取り扱っています。

これまでの経験では、連邦地方裁判所での陪審裁判と非陪審裁判の両方の訴訟、仲裁と調停、連邦控訴裁判所への控訴裁判などを担当してきました。

またクライアントを代表して米国特許商標庁の商標裁判、上訴委員会の手続き・審理、世界知的財産法機構の統一ドメイン名紛争解決指針に基づくドメイン名争議に関わっています。

Managing Partner IP Litigation 米国と国際商標ポートフォリオ管理とカウンセリング;訴訟;ライセンシング 知的財産カウンセリング



#### ピーター・ホッペンフェルド (Peter Hoppenfeld)

PHoppenfeld@NLS.LAW

ホッペンフェルド弁護士は、ダイレクト・アンド・デジタルマーケター、講演者、著作者、情報マーケター、「思想的リーダー」、起業家、国内外のトレーニング会社、創設者などに対して法律とビジネス関連業事案全ての側面において代理を務める「信頼のおける」弁護士・アドバイザーとして広く認められています。

ピーターは、ダイレクトマーケティング、インターネットマーケティング、流通、ライセンス供与、マーケティング、ブランディング、および運用 に関する専門知識を備えた、取引業務に精通した経験豊な商業弁護士です。

ピーターは日々、著作者、講演者、起業家、事業主、思想的リーダーが効果的なマーケティング、販売促進、事業拡大戦略創造の手助けをしています。

ミッションは人々のビジネスを迅速に、スマートかつ戦略的に成長させ、収益目的を達成の手助けをすることです。ピーターは「マーケティングに熟知している弁護士であり、たまたま弁護士であるマーケター」とも呼ばれています。

Managing Partner Entrepreneurial, Corporate, Distribution, & Digital Initiatives 知的財産権移転;契約;スタートアップ;拡大戦略'商標法;企業機密法;IP商業化;

買収精査(ディリジェンス);IP鑑定;

商品化計画、IP訴訟:国内外特許関連



#### ケン・サイドリンガー (Ken Sidelinger)

KSidelinger@NLS.LAW

サイドリンガー弁護士はテキサス州オースティン事務所のマネージングパートナーIPトランスアクション(相互取引)担当一として-事務所に加わりました。

ケンは、特に技術をベースとするビジネスの執行マネージメントから信頼されている法律アドバイザーです。

ブルーチップ(優良)法律事務所やビンソン・アンド・エルキン(Vinson & Elkins)、BMCソフトウェア(BMC Software)、インテル/マカフィー (Intel / McAfee)などの優れた企業のために活動し、同様にリーヨ・ソフトウェア (Leeyo Software)やハイラディウス・コーポレーション (HighRadius Corporation)などの急成長しているフィンテックのスタートアップの企業のために働いて来ました。

ケンは、ノルテの新規IPトランスアクション実務の開発を陣頭指揮する、いわゆる「袖まくりリーダー」として、スタートアップと中規模・小規模のビジネスに強く焦点を合わせています。

Managing Partner IP Commercialization

IP商業化:IP取引 - 契約;法律部門マネージメント

スタートアップと中規模・小規模ビジネス;著作権法;商標法;企業機密法;特許商業化;買収デリジェンス;IP鑑定;許可後手続き、IP訴訟



#### キャシー・ショア・シロティン (Cathy Shore-Sirotin)

CShore@NLS.LAW

ショア・シロティン弁護士は事務所の宣伝・広告、マーケティング部門のヘッドを務めています。

キャシーはクライエントへのカウンセリング、スイープステーク、コンテスト、クーポン、販促品などを含む宣伝・広告、カタログ、包装、ラベル、販促材料などの検証・リビューを責任をもって実施しています。

さらに、商標・著作権取引移転問題・デューデリジェンス・ライセンシングに関するカウンセリングも行っています。

キャシーは訴訟部門の一員としても、米国特許商標庁の商標審判委員会、連邦裁判所での訴訟を扱っています。

Managing Partner
Advertising & Marketing Law

宣伝・広告、マーケティング、販売促進、ラベリングのリビューとカウンセリング : 知的財産権カウンセリング : デューデリジェンス取得 : ライセンシング : 米国連邦裁判所と商標庁訴訟



#### ジョフリー・ランドウ (Geoffrey I. Landau)

GLandau@NLS.LAW

ランドウ弁護士は米国商標検索部門のヘッドとして、米国市場におけるブランド名・音マーク・デザインなどの新しい商標(ブランド名・音マーク・デザインマーク・ロゴなど)の採用・保護を求めるクライアントのための助言とカウンセリングに責任もって実施しています。

部門は商標権を確保するための重要な「第一段階」である指針と正式な法的鑑定を提供しています。

クライアントは、法的な「適正評価(デューデリジェンス)」の要求事項を満足させ、侵害のリスクの回避あるいは最小化を願っていることを、 ジョフリー良く知っています。

ジョフリーは製薬、自動車、電子機器、コンピューターのハードウェアとソフトウェア、同様に化粧品、ファッション、ハンドツール、プロ用カトラリー、化学薬品、その他の産業など、多くのさまざまな業界の商標クリアランスを扱う部門を監督しています。

Managing Partner Trademark Search Group 米国商標検索:商標およびブランドカウンセリング; デューデリジェンス クリアランス;法的鑑定



#### アイリーン・デブリース (Eileen DeVries)

EDeVries@NLS.LAW

デブリース弁護士は商標と訴訟部門の実務を担当しています。

アイリーンは知的財産ポートフォリオ・知的財産権保護・連邦登録商標使用に関して、企業の代理人を務め、カウンセリングを行っています。

登録後の商標維持と同様に、商標選択・弁護・保護を確保などにおいてクライアントの手助けを行っています。

Trademarks & Litigation

商標カウンセリング; USPTO(米国特許商標庁)訴訟; 米国商標調査・クリアランス; 商標、調査、訴訟部門



#### マイロン・グリーンスパン (Myron Greenspan)

MGreenspan@NLS.LAW

グリーンスパン弁護士はシニアパテントパートナーであり、特許、商標・著作権公訴、訴訟・控訴において豊富な経験をもっています。 米国および外国の特許、商標・著作権問題、ライセンスおよび関連する国際的なIPポートフォリオ管理を含むIPの多くの分野に関連してクライアントへのカウンセリングを行ってきました。

複雑な機械的、光学的システム、マイクロウェーブコンポーネントなどの電子的、電気機械的コンポーネント、レーダー、通信システムのハイテク分野、 半導体デバイス、コンピューター、ソフトウェアアプリケーション、ケーブル製造機械、医療、生物医学診断デバイス、インダストリアル・デザインなどハイテクノロジー分野で幅広い経験を有しています。

**Senior Patent Partner** 

米国および国際特許の作成、公訴・訴訟; 知的財産カウンセリング、ライセンスおよび訴訟、裁判所および特許審判委員会(PTAB)での控訴審訴訟



#### マービン・フェルドマン(Marvin Feldman)

MFeldman@NLS.LAW

生物医学・薬学・情報技術・機械技術などの様々な分野における特許取得と商業化のビジネスと技術の広い分野のクライアントの知的財産の米国ならびに諸外国において数十年に亘る代理人に基づく幅広い知識と経験を提供しています。 法律関連の広い知識と卓越した能力を基に、様々なフォーラムなどで特許関連問題についての講演を行ってきました。

**Patents & Litigation** 

米国および国際特許作成・出願、手続処理 知的財産カウンセリング



#### スミタ・ゴーシュ (Sumita Ghosh Ph.D.)

SGhosh@NLS.LAW

ゴーシュ弁護士は、クライアントのカウンセリング、特許審査、契約書の起草、レビュー、交渉に重点を置いた知的財産法を専門としています。

スミタは、以前スコットアンドホワイト・ヘルスケア(Scott & White Healthcare)の社内弁護士、テキサス大学アーリントン校の技術管理部長、疾病管理予防センター(CDC)の技術移転局の特許顧問を務めていました。

Patent Department

知的財産; 外国/国内の特許審査対応: 戦略的特許ポートフォリオ開発; テクノロジーライセンシング/移転; 臨床試験・研究関連契約/移転; 取得ディリジェンス: 政府契約:

国内商標; 国内著作権



#### ウィリアム・(ビル)・ハバード (William "Bill" Hubbard)

WHubbard@NLS.LAW

ハバード弁護士は、電気、電子機械、コンピュータネットワーキング、制御システム、グラフィック処理、およびその他のテクノリジーに関連するソフトウェアとハードウェアの設計に特に重点を置いて、知的財産の問題に集中して実務を行っています。

ビルは国内外の特許の取得、侵害・無効の鑑定、実施の自由(Freedom to Operate)調査、商標登録と執行、ライセンシング、企業秘密/機密情報保護を取り扱い、さらに個人発明家と大企業の双方のために知的財産形成に関連してクライエントのカウンセリングにおける専門的経験があります。



知的財産;

米国内外特許;特許アイデア育成;

取得ディリジェンス:IP 鑑定:登録後手続き:IP 訴訟



#### ヒュー・クレス (Hugh Kress)

HKress@NLS.LAW

クレス弁護士の技術と法律のバックグラウンドの組み合わせは、クライアントの知的財産ポートフォリオの開発と維持のすべての段階での 貢献を可能にしています。

複数の分野の経験によって、ヒューは通常特許・デザイン特許の保護だけでなく、補完的に、商標と著作権ポートフォリオの開発と執行とを含む、あらゆる形態の知的財産価値を認識し、最大化することができます。

**Patent Department** 

米国・国際特許作成・出願・審査対応 知的財産カウンセリング



#### リンジー・レーボヴィッツ (Lindsey Leibowitz)

LLeibowitz@NLS.LAW

レーボヴィッツ弁護士は商標関連する助言をクライエントに行い、その代理人を務めております。

リンジ—の専門的知識と経験は商標の評価・クリアランス、米国特許商標庁の商標審査、商標訴訟含めた商標法全般をカバーしています。

さらに、リンジーは知的財産関連ニーズに関して起業家、スタートアップ企業、個人事業主の支援において豊富な経験を有しています。

Trademarks Department 米国商標調査;出願・審査; 著作権出願・審査;ライセンシング; 米国連邦裁判所と商標庁訴訟; 知的財産権カウンセリング



#### グレース・ルッピーノ (Grace Luppino)

GLuppino@NLS.LAW

ルッピーノ弁護士は米国商標部門のメンバーとして、クライアントが商標審査を確実に進められるよう適切な法的支援を行っています。

多くの産業分野で法的アドバイスを提供する一方、動物救助活動に興味をもち、動物擁護に熱心に取り組んでいて、ペットケアー製品とサービス分野に特に焦点を合わせています。

グレースは知的財産を保護するための戦略・開発に関して女性企業家とともに働くことを楽しみにしています。

Tradeamrks & Litigation

商標部門:調査部門:訴訟部門



#### ジェニファー・メドリン (Jennifer Medlin)

JMedlin@NLS.LAW

メドリン弁護士は電気、電気機械、コンピュータネットワーキング、制御システム、人工知能、電気通信、他のソフトウェアとハードウェアのデザイン関連技術に特に重点を置いて、知的財産の案件の実務を行っています。 ジェニファーは米国・国際特許取得、侵害・無効鑑定、研究を実施する自由、ライセンシング、企業秘密/機密情報保護および個人発明者、大企業、政府機関のための知的財産関連のクライアントカウンセリングを様々な形態で実施した経験があります。

**Tradeamrks & Litigation** 

知的財産、商標、商標ライセンシング



#### ルーカス・マイクスカ (Lucas Mikeska)

LMikeska@NLS.LAW

マイクスカ弁護士は、石油・ガス、金融、半導体、ソフトウェア関連技術を含む、さまざまな業界に関する専門知識を持っています。 ルーカスはビジネス関連知識と技術的専門知識を活用して、企業の保護可能な知的財産資産開発を支援しています。 特許、商標、著作権、企業秘密案件を含む、知的財産のすべての側面に焦点を当てて実務を行っています。



知的財産; 外国/国内の特許審査対応; 戦略的特許ポートフォリオ開発; テクノロジーライセンシング/移転; 臨床試験・研究関連契約/移転; 取得ディリジェンス; 政府契約; 国内商標; 国内著作権



#### エリザベス・アン(リズ)・ネビス (Elizabeth "Liz" Nevis)

LNevis@NLS.LAW

ネビス弁護士は知的財産(IP)、企業家関連法、文化財などの取引関連に経験を持つ弁護士です。

リズは特許・商標の申請、ビジネス契約、事業体の形成、規制および管理上の案件などを扱った経験があります。

リズは、2006年にルイスアンドクラークロースクールを卒業した後、登録特許弁護士となり、2007年にカリフォルニア州弁護士会に入会しました。

**Patent Department** 

知的財産; 米国内外特許; 特許アイデア育成; 取得ディリジェンス:IP 鑑定:登録後手続き:IP 訴訟

#### ジェフ・パリー(Jeffrey Parry)

JParry@NLS.LAW

パリー弁護士は特許を担当しています

ジェフは化学工学の学位を持ち、加えて電気工学分野におけるトレーニングと教育を受けています。

ジェフはさまざまな知的財産分野に関連する訴訟において豊富な経験を持っています。

この経験は、知的財産権を保護し、一般的な落とし穴を回避するための最善の方法をクライアントに説示する際の指針となっています。ジェフはポルトガル語の会話に堪能です。

Patent Department

米国・国際特許作成・出願・審査対応 知的財産カウンセリング



#### ジェフリー・パイル (Jeffrey Pyle)

JPyle@NLS.LAW

パイル弁護士の経験は特許、商標、著作権、企業秘密、および国内外の不公正な競争を含む公訴、訴訟、取引問題を含む、知的財産のほとんどの分野を網羅しています。

最近では、特に国内外の特許出願を主として扱っています。

特許審査に関する経験は発明の開示や出願から行政控訴訴や行政控訴後手続きまで、特許審査のあらゆる分野に及んでいます。 国際的な経験は直接/特許協力条約の両方を通じたヨーロッパ、環太平洋地域を含むが、それらに限定されない多くの法域における出願から控訴・口頭審理まで及んでいます。

**Patent Department** 

米国および国際特許作成・出願・審査対応 知的財産カウンセリング



#### ジェフリー・ローリングス (Jeffrey Rollings)

JRollings@NLS.LAW

ローリングス弁護士は多くの連邦裁判所で著作権訴訟を提起し、州と連邦裁判所の両方お商標審判部と仲裁委員会において、企業の商標、トレードドレス、企業秘密、特許など多くの訴訟に関わりました。

訴訟経験には、陪審裁判とベンチ裁判の両方を含み、案件の開始、管理、ディスカバリー、モーションプラクティスなど裁判のすべての側面を含んでいます。

Copyrights, Trademarks Litigation 著作権出願および審査手続き、米国連邦裁判所・商標庁訴訟、ライセンシング、知的財産カウンセリング



#### マーク・テルゾラ (Mark Terzola)

MTerzola@NLS.LAW

テルゾラ弁護士はビジネスと法務経験を組み合わせて20年間以上法律実務の経験を有しています。

マークはエネルギー (ユティリティー・OEM サプライヤー)、ソフトウェア (SaaS および組み込み制御システム)、通信および建設業界などの株式公開および非公開の複数企業と協力し、日々の法的事案、知的財産関連ニーズを処理してきました。

NLSに入る前は、Echogen Power Systems の COO および CFO を務め、同社の技術周辺の世界クラスの IP プログラムの開発を担当していました。



知的財産、ライセンス、知的財産契約、政府契約、取得デリジェンス



シェリー・ベイリー S**hellie Bailey** SBailey@NLS.LAW

- 特許
- 文書·譲渡



ジーナ・カンセロ **Gina Cancellaro** GCancellaro@NLS.LAW

- 商標
- 審査手続き・維持
- 文書·譲渡



ジュディ・ハート **Judy Hart** JHart@NLS.LAW

- 国際・米国特許
- 審査手続き・維持
- ,特許ポートフォリオと 執行



キム・ハシアク **Kim Hassiak** KHassiak@NLS.LAW

- 商標
- 審査手続き・維持
- 文書·譲渡



ステイシー・ラニアー・ウィル ソン

- Stacy Lanier-Wilson SLanier@NLS.LAW
- パラリーガルヘッド
- 国際 \* 米国特許
- 特許文書管理



ジェシカ・ラミレス **Jessica Ramirez** JRamirez@NLS.LAW

- 国際・米国特許
- 国際・米国商標
- 特許ポートフォリオと 執行



#### NLSの弁護士・専門スタッフについてさらにお知りになりたいとき:

ウェブサイトにアクセスして、NLS の弁護士、パラリーガル、およびサポート スタッフの完全な略歴をご覧ください。 当事務所の専門家に連絡して、IP 足跡を改善し、発明を収益化する方法を見つけてください。

## TheNLS

# Advantage

The Future is Yours for the Making: How Will Scientists Use Technology to Create Chemical Solutions for the Industries of the Future?



Lackenbach

YEARS OF INTELLECTUAL PROPERTY LAW

**Since 1923** 

Partners To Industry

ノルテ・ラッケンバックシーゲル(Nolte

Siegel (NLS) は米国内に拠点をおき、足跡をもち、国際的ク ライアントをベースとする伝統を誇る知的財産法律事務所で す。98年間に亘って、当事務所の所属弁護士は商標、特許、 著作、宣伝広告及び企業秘密などとそれらに関連する業務を 専門的に取り扱っております。NLSは特許取得・確保、訴訟、 ライセンス、特許と商標調査、リスク評価、審査対応、権利譲 渡、商取引、財政問題、ベンチャーキャピタル案件に関係する

デュ―デリジェンス(適正評価)などを含めた知的財産権に関連する法律上 のフルサービスをクライアントの皆様方に提供しております。

ブランド管理会社や他の商標依存型企業から、場合によっては数百 万ドル相当の価値のあるような案件に関連する交渉や草案の作成、資産取 得、譲渡・他の買収合意のために必要となる全ての適正評価などを遂行す るよう、NLSは日常的に依頼を受けてます。「ボウイ債」が関係するような取引 を含めて、取得のための資金調達に関連してIP(知的財産)のためのアドバ イスや鑑定を提供することが求められこともあります。また、ライセンスに際し て、ライセンサーとライセンシーの両方のどちら側の代理人の立場であって も、商標の所有権及び使用からクライアントが利益を得るように手助けを行っ ております。ライセンシーの弁護士として、価値の高い映画やいろいろな服飾 品やアクセサリー製品などにキャラクター特性やデザイナーのマークを使用 する権利の取得に貢献しています。ライセンサーの代理人として、一種類の 製品だけを製造する企業から家庭用品「ライフスタイル」ブランドに至るまで 数多くのデザイナーの成長を助けて現在に至っています。

当事務所の特許部門は、機械、電気、化学工業、薬学、材料科学、生命 科学、コンピューター技術などのバックグランドを有する上級弁護士が担当 する専門化モデルとなっております。当事務所はデザイン特許と特許評価査 定を含める戦略的デザイン保護の分野において広く認められた専門性を有 しています。アップル社が、デザイン特許に関して大きな比重を置いた評価 を基に出されたサムソン社に対する10億ドルの陪審評決を獲得して以後、か かる(デザイン)保護が注目を集めております。当事務所の 製品デザイン保護の専門知識は、著名な出版物「Intellectual Property Counseling & Litigation」の論文によっても証明され ています。「Protecting Designs by Trademark, Copyright and Design Patents (商標・著作権及びデザイン特許によるデザ イン保護)」

「メガ事務所」の時代において、巨大事務所以外の知

的財産事務所が合併や買収によって消えて行く中、NLSは高品質の製品、経 済的料金、強力なクラインアントコミュニケーションを提供できるように常に事 務所改革することによって成長し続けています。 50 人未満の弁護士と事務 所の全体の規模は控え目ですが、当事務所の弁護士とサポートスタッフの数 はメガ ファームの IP 部門よりも往々に多くなっています。品質と効率性に重 点を置いているため、他の同様の規模の事務所よりもはるかに多くのことを 達成できています。

ヒューストンとスカースデールの地理的・場所的理由と羨ましがられ るほどの効率性によって、競合する法律事務所よりも遥かに少ない間接費で 運営することが可能であり、結果的に対峙するより大きな法律事務所よりも 大幅に少ない料金が提案できるようになっております。他の事務所が同じ結 果を出すために必要とするよりも少ない人数の弁護士と人員であっても弁護 士の経験と専門性の高いNLSが問題に対処できる理由となっています。少人 数の弁護士、より低い時間レートでの運営によって、クライアントに対する大 幅の経費の節約と効率の良いコミュニケーションによって同等のサービスを 提供する他の事務所よりも優れた結果を提供できております

This is the NLS Advantage.



**INTELLECTUAL PROPERTY ATTORNEYS** 

Info@NLS.LAW

866.201.2030

www.NLS.LAW